別紙５

令和８年分　年末調整に係る各種控除申告の留意点について

１　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について

【誤りの多かった事例】

（１）住所の訂正漏れ

翌年１月１日時点での住所を記入してください。

住所については、アパート・公舎等の名前及び部屋番号まですべて記入してください。

（２）「所得の見積額」の記入漏れと誤記載

「所得」と「収入」の書き間違いにご注意ください。「所得」とは、給与収入の場合、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額を示します。また、見積額が０円の場合には「０」と記入してください。

なお、扶養親族や同一生計配偶者の要件である「合計所得金額が６２万円以下の人」とは、以下の人が該当します。

①　給与所得だけの場合、本年中の給与等の収入金額が１３６万円以下である人

②　公的年金等に係る雑所得だけの場合、本年中の公的年金等の収入金額が１７２万円以下（６５歳未満の人は１２２万円以下）である人

③　家内労働者等であり、例えば内職等による所得だけの場合、本年中の内職等による収入金額が１３１万円以下である人

（３）源泉控除対象配偶者の記入漏れ

申告書の提出者と生計を一にする配偶者で、令和８年中の所得の見積額が９５万円以下（給与所得のみの場合は、給与の収入金額が１６９万円以下の人）の方はここに記入します。

なお、扶養控除等申告書の所得の見積額については、**配偶者控除等申告書に記載する金額と一致している必要がある**ため、提出の際は金額が一致しているか確認してください。

（４）老人扶養親族欄の記入漏れ

控除対象扶養親族で年齢７０歳以上（昭和３２年１月１日以前生）の方のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属であり、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている場合は「同居老親等」に、それ以外の場合は「その他」にレ点を記入します。

（５）障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生の内容欄の不備

障害者等に該当者がある場合、申告書Ｃ欄にチェックを記入し、その事実及び内容を障害者又は勤労学生の内容欄に記入します。

また、最新の障害者手帳の写し等を添付してください。

なお、「ひとり親控除」及び「寡婦控除」を受ける場合は、枠外（住民税に関する事項の記入欄の下等）に「事実婚」の有無を記載してください。

（６）特定扶養親族・特定親族欄の記入漏れ

源泉控除対象親族が年齢１９歳以上２３歳未満（平成１６年１月２日～平成２０年１月１日）生まれの方は、次のとおり「特定扶養親族・特定親族欄」のいずれかにレ点を記入します。

①その方の令和８年中の所得の見積額が６２万円以下⇒「特定扶養親族」

②その方の令和８年中の所得の見積額が６２万円超１００万円以下⇒「特定親族」

（７）新採用者等の前歴の源泉徴収票提出漏れ・誤り

前歴に源泉徴収該当のある方は、源泉徴収票の**原本**を添付してください。

【留意事項】

（１）個人番号の記入誤りについて

個人番号は事務担当者が確認できないことから、記載されている番号について必ず提出前に職員本人に確認させてください。

（２）申告書の朱書き訂正について

年末調整関係書類提出時に、前回提出時との内容に訂正がある場合は、訂正箇所を朱書きで記載してください。

（３）採用者等の「前職」の報告について

採用者等のうち、前職がない者は右下余白部分に「前職なし」と記載してください。前職がある場合は、前職の源泉徴収票の原本を提出してください。

アルバイト収入があった場合等に提出漏れが多いため、提出を徹底するよう職員へ周知してください。

２　保険料控除申告書について

【誤りの多かった事例】

（１）証明書から申告書へ転記する際の誤り

申告書には、証明書の「申告額」欄に記載されている金額を記入してください。「保険料」欄等に記載された金額を記入しないようご注意ください。

また、転記する際に保険種類、受取人、新旧区分、金額を誤って記入しないようご注意ください。

（２）保険料控除額の小数点以下の端数処理誤り

申告書左下に※で記載のとおり、控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

（３）保険料の申告件数誤り

地震保険料控除において１つの契約等が「地震保険料」と「旧長期損害保険料」のいずれの区分にも該当する場合に、両方に申告しているが、申告書裏面の地震保険料等の説明にあるとおり、いずれか一方を控除することとなるため注意してください。

【留意事項】

（１）保険料の上限について

各種保険料控除額には上限があり、限度額以上の保険料を申告しても控除額は変わりません。記入誤りや計算誤りを防止するためにも控除限度額を超えた証明書についての記入・添付は不要である旨、職員への周知のご協力をお願いします。

また、**証明書以外のもの（控除証明予定額のお知らせ含む。）では申告内容の証明書類とすることができない**ため、提出の際には、添付書類の内容をよくご確認ください。

３　基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書について

令和２年から、「基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」との兼用様式が新設され、配偶者控除の有無に関わらず**全職員分の提出が必要**となりました。

また、所得金額調整控除のうち、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下、「所得金額調整控除（子ども等）」という。）のみ、「所得金額調整控除申告書」を提出する場合、年末調整においても適用されます。

なお、合計所得金額の見積額を計算する際、「所得金額調整控除（子ども等）」と「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（確定申告においてのみ適用される。）」の両方を考慮する必要がありますので、ご注意ください。

【誤りの多かった事例】

（１）申告書の提出漏れ

扶養控除等（異動）申告書を提出している職員（非常勤含む。）は「基礎控除申告書」の提出が全員必要なため、ご注意ください。

（２）「基礎控除申告書」における所得の計算誤り

誤って収入額を記入していたり計算が誤っていたりするため、申告書裏面の計算方法を確認ください。特に所得金額調整控除対象者は収入金額から控除額を控除する必要があるのでご注意ください。

（３）「基礎控除申告書」における退職所得の記載漏れ

退職手当が支給された職員は「給与所得以外の所得の合計額」欄に退職所得を忘れずに記入してください。

（４）申告書記載漏れについて

扶養控除申告書に源泉控除対象配偶者として記載した者についても、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合は、「配偶者控除申告書」へ記入する必要があります。

（５）扶養控除等申告書との金額の合致について

配偶者控除等申告書の合計所得金額については、扶養控除等申告書に記載する金額と一致している必要があるため、提出の際は金額が一致しているか確認して

ください。

（６）所得金額調整控除の記載漏れ及び誤り

給与収入が８５０万円を超える等、所得金額調整控除の適用になるが、申告書への記載漏れや、明らかに適用にならない場合でも記載されている事例が見受けられたため確認をしてください。

（７）チェック項目等の記載漏れ

チェックが必要な箇所に記載漏れがないか、個人番号等の記載漏れがないか確認してください。

４　住宅借入金等特別控除申告書について

【誤りの多かった事例】

（１）「氏名」欄のフリガナ、「世帯主の氏名及びあなたとの続柄」欄の記入漏れ
（２）「給与の支払者の法人番号」欄の記入漏れ
（３）「控除額」欄の端数処理漏れ（１００円未満切り捨て）
（４）居住者の属する年が平成３０年以前であり、連帯債務者がいる場合の所得の見積額、債務割合、連帯債務者の勤務先の住所名称の記入漏れ
（５）借換直前の残高確認書類添付漏れ
（６）「前年以前に～有」欄に〇記入漏れ
（７）「年間所得の見積額」欄記入漏れ及び基礎控除申告書の合計所得金額の見積額との不一致

【留意事項】

（１）借り換えの計算について

年末残高証明書に借換え前の残高が記載されていることがありますが、端数処理されている場合がありますので、借り換えの計算の基として使用しないでください。借換直前の残高証明書等の確認書類をご用意のうえ、計算してください。

なお、借換え直前の元金により計算するため、利息は含めないでください。

（２）申告書及び残高証明書の確認について

申告書内の借入の内訳が、残高証明書の内訳と相違している場合があります。内容を確認のうえ、相違がある場合は職員へ（又は、職員を通して証明書の発行元へ）確認してください。

（３）個人番号欄について

<u>個人番号の記入欄がある様式については、空欄、もしくは黒塗りで提出</u>してください。

５　その他

（１）<u>提出が遅れる場合の留意点</u>

控除の適用を受ける職員について、申告書の提出が遅れる場合には、提出票の

特記事項欄にその旨を明記してください。

（２）申告書の修正手続きについて

申告書提出後に源泉徴収票等で扶養親族等の所得額を確認し、訂正がある場合は、再年末調整期間中は事務所で修正手続きができますので速やかにお知らせください。

なお、期間を過ぎてしまった場合は職員本人が修正申告する必要があるためご留意ください。